３．債務者と譲受人の関係

問題 第34問　論証 125頁

債務者は、決定した優劣に拘束されるため、劣後譲受人に弁済しても無効な弁済にすぎない（大連判大8.3.28）

→劣後譲受人に弁済した場合、表見受領権者への弁済として保護される可能性あり（478）

Advance　478条と債権の二重譲渡における劣後譲受人

無過失が認定されるのは、優先譲受人の債権譲受行為又は対抗要件に瑕疵があるためその効力を生じないと誤信してもやむを得ない事情があるなど劣後譲受人を真の債権者であると信ずるにつき相当な理由がある場合に限られる（最判昭61.4.11【百選Ⅱ26】） 短 司H26-21[9]-オ

Ａ：債務者、Ｙ：第一譲受人、Ｚ：第二譲受人

Ｙ	Ｚ	ＹとＺとの関係	Ｙ・ＺとＡとの関係
×	×	Ｙ、Ｚはいずれも自己が優先すると主張することはできない	Ｙ、Ｚはいずれもに対して債務の履行を請求することはできない
○	○	Ｙ、Ｚいずれも自己が優先すると主張することはできない	ＡはＹ、Ｚいずれの請求も拒めず、いずれかの請求に応じれば免責される（争いあり）
○	◎	ＺはＹに対して自己が優先すると主張することができる（467Ⅱ）	Ｚのみが唯一の債権者としてＡに対して弁済を請求でき、ＡはＹの請求を拒絶してＺに弁済しなければならない
◎	◎	到達時説－到達が先である方が優先する（最判昭49.3.7【百選Ⅱ23】）	Ｙ、Ｚいずれか優先する方がＡに対して弁済を請求でき、Ａはその者に弁済しなければならない
異時到達			
◎	◎	Ｙ、Ｚはいずれも自己が債権者であると主張できる（最判昭55.1.11） ただし、Ａが供託した場合には、按分額の供託金還付請求権を取得するにすぎない（最判平5.3.30【百選Ⅱ24】） 短 サン3-エ いずれかが弁済を受けた場合に、他方が分配請求できるのかについては争いあり	Ｙ、Ｚはいずれもに対して弁済を請求することができ、Ａはいずれかに弁済すれば免責される
同時到達			

×：通知・承諾がなされていない
○：確定日付なき通知・承諾
◎：確定日付ある通知・承諾

第５．債権譲渡と債務者の抗弁

１．抗弁の対抗

債務者は、抗弁放棄の意思表示をしない限り、債務者対抗要件具備時までに譲渡人に対して生じた事由をもって譲受人に対抗することができる（468Ⅰ） 短 司R7-24[10]-オ

∵　債権譲渡により、債権は同一性を変えることなく移転する

∵　債務者が自らの関知しない債権譲渡によって不利益を被ってはならない

２．抗弁事由の生じた時期

(1)　原則

債務者対抗要件具備時

論点「事由」（468Ⅰ）の意義 論 司R2,旧H20-1

事　例：甲は100万円の報酬でＡに建物の建築を依頼した。Ａは直ちにこの報酬債権をＢに売却し、その旨を甲に通知した。その後、Ａは履行期になっても建物を完成して引き渡すことができなかった。そして、Ｂが報酬債権の履行を請求してきた場合、甲は解除による債権消滅を主張して請求を拒むことができるか？

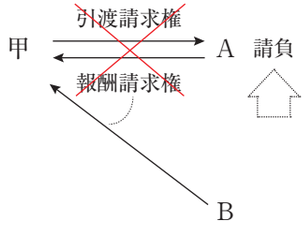

判例（最判昭42.10.27参照）＝既発生の抗弁や抗弁権の発生原因にとどまらず、抗弁権発生の基礎となる事由も含まれる 短 司R5-24[10]-エ,R8-22-エ

→反対債務が未履行であったことも含まれる

（事例の処理）甲は解除の主張によって、Ｂの請求を拒むことができる

（理由）通知によって債務者を不利益な地位に置くのは不当である

問題 第34問　論証 126頁

☑　この事例では、Ｂが545条１項ただし書の「第三者」に当たらないかも問題となる 論 司H18,旧H20-1

→当たらない（大判明42.5.14、大判大7.9.25）

∵　「第三者」とは、解除された契約から生じた法律効果を基礎として解除までに新たな利害関係を取得した者をいい、解除によって消滅する債権そのものの譲受人は含まれない

∵　「第三者」に当たるとすると、債権譲渡があった場合には、解除が意味を失ってしまう